

消防災第 1 1 9 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁国民保護・防災部防災課長

消防団と事業所の協力体制の推進について（通知）

消防団は、大規模災害や有事における国民保護の必要性から考えると、地域住民の安全安心を確保するため欠かさない組織で、今後とも大いに活躍することが期待されているところです。昨年の台風第 14 号等の豪雨災害、福岡県西方沖地震や宮城県沖を震源とした地震など、大規模災害が全国各地で相次いで発生し、多くの犠牲者を出し、家屋等にも甚大な被害が及んだところですが、各地の消防団は、防災活動や住民の避難誘導、被災者の救助活動などの活動を行い、大きな成果を上げており地域住民からも高い期待が寄せられています。

しかしながら、消防団員数の減少、消防団員の被雇用者化など、多くの課題に直面しており、地域防災力の確保に向けて国、都道府県、市町村及び消防団が一体となった対策が必要となっています。

そこで、消防庁では、特に全消防団員の約 7 割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成 1 7 年 8 月に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、事業所の消防団活動への理解促進について検討を行ってまいりました。このたび、同検討会において、議論・整理された検討結果が取りまとめられました。

この検討結果を踏まえて、各都道府県及び東京消防庁・各指定都市においては、特に下記事項に留意の上、事業所との協力体制の推進に積極的に取り組み、団員の確保に御尽力いただくようお願いいたします。

また、例年 4 月は、団員が多数入退団する時期であり、各消防団において団員が減少することが懸念されます。地域の防災体制の整備に責任を持たれる市町村長がリーダーシップを発揮され、検討結果を反映し地域防災力の強化にあたれるよう、貴都道府県内市町村にこの旨を周知願います。

記

1 消防団と事業所との協力体制に関する新たな仕組みづくりの構築

(1) 消防団活動に関する事前打合せ制度

従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について必要な事項（例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど）があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備すること。

なお、既に、消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくよう努めること。

(2) 消防団と事業所との連携強化制度

大規模災害発生時等において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員(機能別団員とは、昨年度、新たに構築した制度で、特定の災害・活動のみに参加する消防団員をいう。)となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえらるる関係を構築すること。

(3) 危機管理アドバイザー消防団員制度

大規模、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。

そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言(アドバイス)等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築すること。

2 運用上の留意点

各制度を単独で導入するのではなく、消防団協力事業所認定制度と組み合わせて採用することとし、次のことに留意すること。

(1) 消防団を通じた地域防災活動を行う方法のメニューの整備

事業所側へのアプローチとして、事業所が協力可能な防災活動を行う方法のメニューの他に、市町村で「地域の実情にあわせたメニュー」を整理すること。

(2) 機能別団員、機能別分団制度の活用

消防団と事業所との連携強化策、危機管理アドバイザー消防団員の導入を前提として機能別団員、機能別分団制度を活用する必要があること。

ただし、全ての消防団活動に出動する団員(以下「基本団員」という。)を確保することが基本であるため、機能別団員・分団制度を活用する際は、十分配慮すること。

(3) 柔軟に対応できる協定や覚書きの作成

これから入団を考えている被雇用者及び現在事業所に勤務している消防団員の「勤務時間中における消防団活動」等の処遇等及び自衛消防隊活動との両立について、事前に事業主と打合せできるような、協定や覚書きが必要な場合は作成し、活動環境の整備ができる仕組づくりが重要であること。その際、協定や覚書きは柔軟に対応できるように、個別の事情に合わせた事項が盛り込めるように工夫する必要があること。

(4) 覚書き等の締結上の留意事項

消防団と事業所が良きパートナーとなるために協力関係の内容を定める覚書き等を締結する場合については、本人の理解を得た上で消防団員となってもらうこと。

また、事前打合せの結果、書面で覚書き等を締結することとした場合、書面上の行政側の締結者は、地域の実情にあわせて、市町村長、消防長、消防団長等、柔軟に定めることが必要であり、一方、事業所側の締結者については、会社の実情等を考慮して相互で十分協議し定めることが必要であること。

3 今後の取組み

今回の検討会において、事業所が消防団活動に協力することが地域防災活動につながり、ひいては、環境のISO認証制度等のように、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる「消防団協力事業所」に係る環境づくりが提言されたところであるが、具現化に向けて、更に、検討が必要と考えられるため、今後、消防庁において、具体的な運用方法等を検討する。